

Info 引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに！

問 役場 町民生活課 戸籍住民係 内線2111～2113

- **住民票の住所の異動届** (転出届・転入届・転居届など) は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続き**です。

- 住民の皆様を送付している **身分証明書となるマイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」** (個人番号カード) (おもて面)



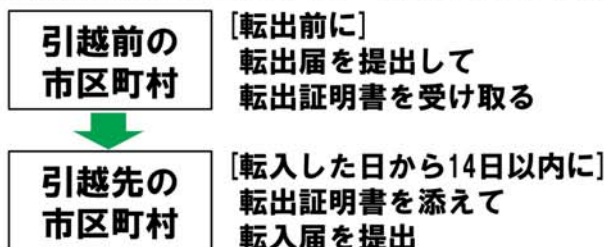
これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！
(法律上の義務です)

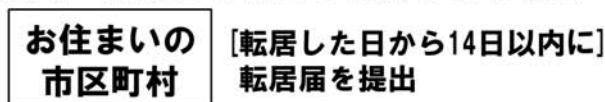
入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

- ◆ **住民票の異動の届出を！** (転出届、転入届、転居届等)
- ◆ **マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」、(個人番号カード)「住民基本台帳カード」の住所変更の届出もお忘れなく！**

◎他の市区町村に転出・転入される場合



◎同一の市区町村内で転居される場合



※詳しくは、役場町民生活課戸籍住民係へお問い合わせください。

(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)

 **総務省**
Ministry of Internal Affairs
and Communications